

協議項目		4	新市の事務所の位置に関すること			関係項目	
調整方針		新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。					
現況						調整理由・課題	
1 事務所の現況						(H15.9.1 現在)	
		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
事務所の位置		渋川市石原 80 番地	伊香保町伊香保 116-1 番地	小野上村村上 3756-3 番地	子持村吹屋 384 番地	赤城村敷島 568-1 番地	北橘村真壁 2372-1 番地
庁舎		本庁舎 昭和41年建設 鉄筋コンクリート3階建 (地下1階) 6,757.2 m <sup>2</sup> その他 北庁舎 874.4 m <sup>2</sup> 西棟 324 m <sup>2</sup>	本庁舎 昭和54年建設 鉄筋コンクリート3階建 (地下1階) 3,084.04 m <sup>2</sup>	本庁舎 昭和57年建設 鉄筋コンクリート2階建 1,410 m <sup>2</sup>	本庁舎 昭和37年建設 鉄筋コンクリート3階建 2,415 m <sup>2</sup> その他 子持村公民館	本庁舎 昭和32年建設 (平成15年増改築) 鉄筋コンクリート2階建 2,507 m <sup>2</sup> その他 議会庁舎 958.42 m <sup>2</sup> 福祉センター 699.00 m <sup>2</sup> 中央公民館 582.00 m <sup>2</sup> 保健センター 607.50 m <sup>2</sup>	本庁舎 平成12年建設 鉄筋コンクリート2階建 (地下1階) 3,612.09 m <sup>2</sup> その他 議会棟 1,580.10 m <sup>2</sup> その他 260.79 m <sup>2</sup>
敷地面積		15,616 m <sup>2</sup>	3,515 m <sup>2</sup>	4,926 m <sup>2</sup>	10,017 m <sup>2</sup>	6,807 m <sup>2</sup>	24,926 m <sup>2</sup>
駐車場		来庁者用・職員用 260台	来庁者用・職員用 35台	来庁者用・職員用 150台	来庁者用・職員用 289台	来庁者用・職員用 180台	来庁者用・職員用 108台
地理的 条件	主要アクセス道	主要地方道高崎渋川線	主要地方道渋川松井田線	国道353号	国道17号、国道353号	県道下久屋渋川線	国道17号、国道353号
	公共交通	JR東日本渋川駅(上越線)	関越交通バス 渋川～伊香保線 群馬バス 高崎～伊香保線	JR東日本小野上駅 (吾妻線) 代替バス(関越交通) 渋川～小野上温泉センター、 中之条線	代替バス(関越交通) 渋川～桜の木線 渋川～小野上温泉センター、 中之条線	JR東日本敷島駅(上越線) 代替バス(関越交通) 渋川～深山線	村営バス 渋川～役場車庫
	周辺公共施設	社会保険事務所 50m 法務局渋川出張所 300m 公共職業安定所 400m 渋川郵便局 800m JA北群渋川本所 1000m	伊香保郵便局 800m	小野上郵便局 250m JA北群渋川支所 200m	鯉沢郵便局 350m 群馬県渋川合同庁舎 900m 渋川警察署 950m	赤城郵便局 100m	真壁郵便局 400m JA赤城たちばな支所 450m
2 事務所の位置の決定にあたっての留意事項							
(1) 住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について 適当な考慮を払わねばならない。(地方自治法第4条第2項)				(3) 既存の事務所を使用する場合、議員及び職員の数が増えることへの対応が必要 となる。			
(2) 支所、出張所を設ける場合は、その位置、名称、所管区域、機構、業務内容等を協 議しておくことが適当とされている。				(4) 全く別の場所へ新しい事務所を建設する場合、旧庁舎の活用方法の検討や特にそ の地域の住民の合意が得られる方法を検討する必要があるといわれている。			
【関係法令】 地方自治法(抜粋) (事務所の設置又は変更) 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、 条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利で あるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければなら ない。 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会におい て出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。				(支庁・地方事務所等の設置及び区) 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必 要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。) 及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例 でこれを定めなければならない。 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位 置及び所管区域にこれを準用する。			

【理由】  
住民の利便性を考慮して、渋川市役所を本庁舎、5町村役場を支所とし、住民サービスの低下をまねかないように配慮する。

【課題】  
行政の効率化を図る上で、管理部門等の一部行政機能を本庁舎に統合する場合、増築等のための経費が必要となる。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	4	新市の事務所の位置に関すること	関係項目	
		現		況
3 事務所設置の方式				
項目	本庁方式		総合支所方式	分庁方式
概要	すべての行政機能を本所に統合し、旧庁舎は廃止する。		一部の行政機能(管理部門等)を除き、6市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す方式 本所に管理部門等の一部の行政機能を統合	総合支所方式において、本所に設置する機能を、複数の庁舎に振り分けて設置する方式
メリット	庁舎の管理において、効率的である。		住民及び職員にとって、最も現状に近く違和感が少ない。  本庁方式に比べ、建設費が少なくすむ。	本庁方式と比較した場合、より現状に近い方式である。
デメリット	役場が遠くなる住民が多くなり、住民サービスの点で課題が大きい。 現在の職員を収容する規模の庁舎がないため、新築又は増築等の費用が必要となる。		職員数が現在と同数程度必要であり、事務効率化の点で課題が残る。	各業務部門が分散されるため、住民にとって利便性の課題が残る。 管理上、非効率的である。
4 先進地事例				
西 東 京 市		さいたま市		松 任 市
2市(田無市・保谷市)		3市(浦和市・大宮市・与野市)		1市2町5村(松任市・鶴来町・美川町・河内村 吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村)
新市の事務所の位置は、田無市南町五丁目6番13号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。		1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。 また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。 2 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。 3 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。 また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。		1 合併時は1市2町5村の現有庁舎を活用することとする。新市の事務所の位置は、松任市役所とし、他の2市5村役場庁舎は支所とする。 2 庁舎の方式については、本庁業務と支所業務の業務内容を明らかにしたうえで、新市の事務組織及び機構との整合性を図ることとする。
宗 像 市		東 か が わ 市		山 県 市
1市1町(宗像市・玄海町)		3町(引田町・白鳥町・大内町)		2町1村(高富村・伊自良村・美山町)
新市の事務所の位置は、宗像市大字東郷995番地とする。 現在の玄海町役場は、支所として2年間存続する。		新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。		事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。